

## 地方分権改革（提案募集方式）への提案等について

### 1 地方分権改革（提案募集方式）とは

地方公共団体が、地方分権改革（地方への事務・権限の委譲、地方に対する規制緩和）について、具体的支障事例や制度改正による効果を合わせて内閣府に提案し、これを受けて内閣府が実現に向けて関係府省と調整し、重要と考えられる提案については、有識者会議等で集中的に調査・審議する制度。

上記調整等の結果については、「地方からの提案等に関する対応方針」として、毎年12月ごろに閣議決定がなされ、これに基づいて制度改正等が行われる。

### 2 平成29年度 of 取組みとその結果

本市として2項目の提案を行い、次のとおりの結果（閣議決定）となった。

#### 《本市提案》

#### ① 保育料（自園徴収型）に係る課題

自園徴収型の施設（認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園）において、保育料決定時の算定ミスや過去に遡っての税更正が行われた場合に、保育料や給付費の追徴・返還が生じ、事業者に過重な事務的負担を強いることになっているため、このような場合、自園徴収型の施設の保育料について、市町村においても徴収できる制度としていただきたい。

#### ② 認定こども園の要支援児童への処遇に係る助成制度

認定こども園の要支援児童への処遇に係る助成については、現在、①私学助成（文部科学省）、②障がい児保育補助（厚生労働省）、③新交付金（内閣府）の3つが併存する複雑な制度となっており、事業者・市町村の事務的負担が重くなっているため、複雑な助成制度を改め、市町村において完結する制度としていただきたい。



#### 《平成29年12月26日 閣議決定 「平成29年度の地方からの提案等に関する対応方針」》

上記2項目については共に、

「子ども子育て支援法施行後5年を目途として行う、子ども子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」こととされた。

### 3 平成30年度 of 取組み

本市として、次の2項目の提案を行った。

#### 《本市提案》

#### ① 育児休業等の延長に係る制度改正

別紙のとおり

#### ② 共同保育の適用範囲の拡大

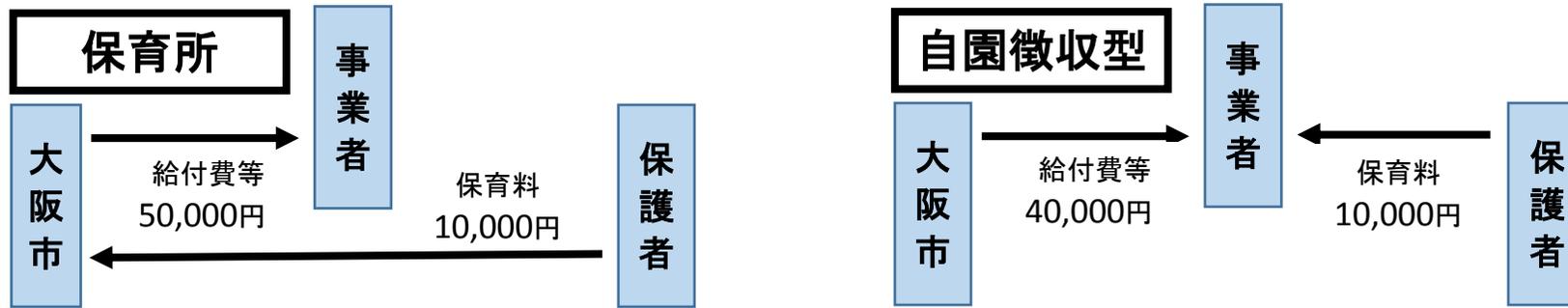
別紙のとおり

# 保育料(自園徴収型)にかかる課題について

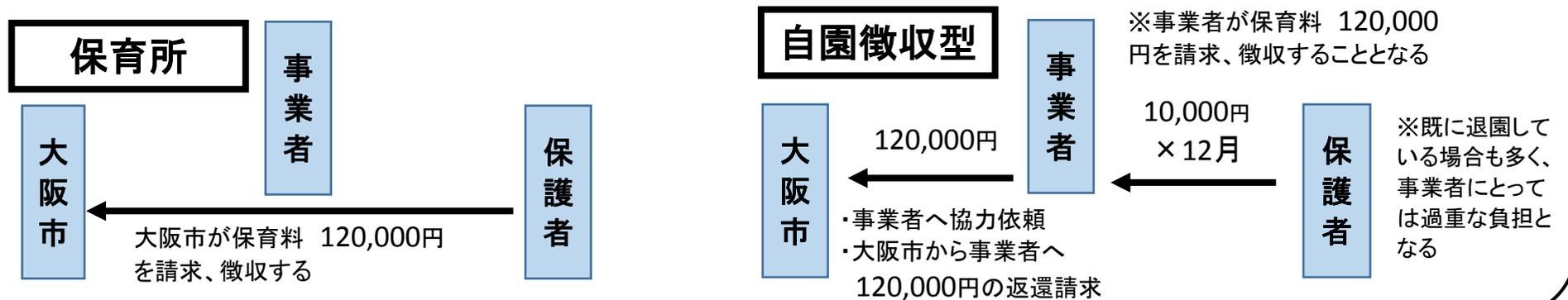
- 保育所とその他の自園徴収型施設(認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園)では保育料の徴収方法が異なる
- 保育料決定時に事務的な算定ミスや過去に遡っての税更正が行われた場合に徴収方法が異なることから事業者に過重な負担を強いる

## 給付費等と保育料にかかる仕組み

運営のための経費である給付費等が50,000円、保護者が負担する保育料が10,000円の場合



算定ミスや税更正により、1年間遡って保育料が20,000円に決定された場合 → 差額10,000円×12月=120,000円の追加徴収が必要



認定こども園等の保育料について、市町村においても徴収できる制度としていただきたい

# 認定こども園の要支援児童への処遇にかかる助成制度について

2017/6/6

- 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設（幼稚園の児童、保育所の児童が共に利用する施設）
- 障がい等により支援を要する児童へ、保育所(厚労省)、幼稚園(文科省)はそれぞれ別の助成制度で支援してきた
- 保育所分は平成17年度に一般財源化されており、当時の水準をほぼ保ったまま現在に至っている
- 平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行時に、従来制度の隙間対策として※新交付金が創設され、計3種類の助成制度が併存している  
(別紙 各助成制度の対象参照)

3制度の特徴等		
私学助成 (特別支援教育補助)	文部 科学省	・5月1日現在の児童を対象として助成する制度 ・大阪府が窓口
障がい児保育補助	厚生 労働省	・随時申請は可能 ・大阪市が窓口
新交付金 多様な主体の参入促進・ 能力活用事業	内閣府	・随時申請は可能 ・大阪市が窓口

認定こども園設置数
51か所(29年4月現在) うち幼稚園系31か所、保育所系20か所

## 具体的な事務への支障例 ①②③は別紙参照

### ①就労状況等により助成制度が切り替わる

3歳以上児は、保護者の就労状況に関わらず(1号・2号間の認定変更)、退園せずに教育・保育の提供を受けることが認定こども園の特徴であるが、この助成制度は切り替わる。5月2日以降に1号認定となった場合は、私学助成の対象となるため、助成を受けることができなくなる

### ②3歳になると助成制度が切り替わる

一部の認定こども園では、保育認定の2歳児(3号認定)が3歳の誕生日を迎え2号認定に切り替わると、障がい児保育補助や新交付金から私学助成へと助成制度も切り替わる。結果として5月2日以降の切り替えの場合は、助成を受けることができなくなる

### ③入所する施設で助成制度が異なる

同じ認定であっても、たとえば教育認定(1号認定; 幼稚園相当)の場合は、学校法人立であれば私学助成、宗教法人や社会福祉法人立であれば新交付金の対象と別の助成制度対象となる

### ④補助金等の申請先が異なる

私学助成は大阪府への申請、障がい児保育補助、新交付金は大阪市への申請となり、特に、年度途中の切り替え等では、支障例①、②の場合を含めて、事業者にも多大な負担をかけることとなる。

市町村、事業者の負担軽減を図るため、複雑な助成制度を改め  
住民に身近な市町村において完結する制度としていただきたい

## 各制度の助成対象

認定こども園			施設数	教育認定	保育認定	
				1号	2号	3号
幼保連携型	学校法人立	新設	9	○	●	●
		旧接続型	5	○	○	●
		旧並列型	0	○	●	●
	上記以外		19	☆	●	●
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立	単独型	10	○	○	/
		接続型	6	○	○	☆
		並列型	0	○	☆	☆
	上記以外	単独型	0	☆	☆	/
		接続型・並列型	0	☆	☆	☆
保育所型		2	☆	●	●	
※地方裁量型		0	☆	☆	☆	

○私学助成

●障がい児保育補助

☆新交付金(多様な主体の参入促進・能力活用事業)

### 認定事務について

1号認定 満3歳以上 保育の必要性なし

2号認定 満3歳以上 保育の必要性あり

3号認定 満3歳未満 保育の必要性あり

※大阪市では地方裁量型なし

①②③は本文「具体的な事務への支障例」を参照

※ 接続型……0歳～2歳児を預かる保育園部分と、3歳～5歳児を預かる幼稚園部分で運営されている認定こども園

※ 並列型……0歳～5歳児を預かる保育園部分と、3歳～5歳児を預かる幼稚園部分で運営されている認定こども園

# 内閣府 「最終的な調整結果」

提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	<追加共同 提案団体>	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
				団体名	
認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度分保育料を遡及して変更する場合の徴収方法に関する規制緩和	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	福島県、小牧市	<p>6【内閣府】</p> <p>(4) 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(i) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が認定こども園において特定教育・保育(子ども・子育て支援法27条1項)を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額(子ども・子育て支援法施行規則(平26内閣府令44)2条2項1号。以下この事項において「利用者負担額」という。)の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。</p> <p>・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成29年度中に必要な周知を行う。</p> <p>(関係府省: 文部科学省及び厚生労働省)</p> <p>・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務(児童福祉法56条7項及び8項並びに子ども・子育て支援法附則6条7項)の在り方については、<b>子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</b></p> <p>(関係府省: 文部科学省及び厚生労働省)</p>
認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し	認定こども園における障害児等支援にかかる補助制度を一本化する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	旭川市、仙台市、福島県、川越市、新発田市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市	<p>6【内閣府】</p> <p>(15) 私立学校振興助成法(昭50法61)及び子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)(私立学校振興助成法施行令(昭51政令289)4条1項2号ロ)による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)(子ども・子育て支援法59条4号)や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p> <p>また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、<b>子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</b></p> <p>(関係府省: 文部科学省及び厚生労働省)</p>

# 育児休業等の延長に係る制度改正について（国への要望 要旨）

## 1 現状

- ・ 育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間延長をするためには、雇用主やハローワークに**入所保留通知書**（以下「保留通知」という。）を提出することが必要。
- ・ 当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多数生じている。
- ・ 本市のように利用保留児童が発生している自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できるため、厚生労働省令の要件の定めにかかわらず、事実上無条件で育児休業等の延長が認められているのが現状。

## 2 問題点

- ・ 保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じている。
  - 事務的負担 → 【保護者】提出書類の作成・提出、自治体職員との面談  
【自治体】提出書類の確認、保護者との面談、  
ポイント制に係る点数計算と利用調整
- ・ 特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないというケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。
  - 内定辞退がなされるケース
    - 一斉入所の申込みの際、保留通知の取得を目的として入所申込みをしたものの、1次調整で意図せず保育所が内定したのでこれを辞退し、2次募集の際、1次調整で既に入所枠の埋まっている保育所をあえて希望して再度入所申込みをする。
- ・ 申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になり、待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を歪める恐れがある。

## 3 要望（改善策）

- ・ 仕事と家庭の両立支援という育児・介護休業法の趣旨をさらに推し進め、保護者が希望すれば子どもが2歳になるまで育児休業を取得し、育児休業給付金を受給できる制度とすること。
- ・ このような制度改正が難しい場合でも、上記の実務上の問題点を踏まえ、保留通知の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正すること。  
例えば、保留通知に代わるものとして、保護者の居住地が利用保留児童の発生している「入所困難地域」であることの市町村の証明書の提出で、育児休業等の延長を可能とすること。

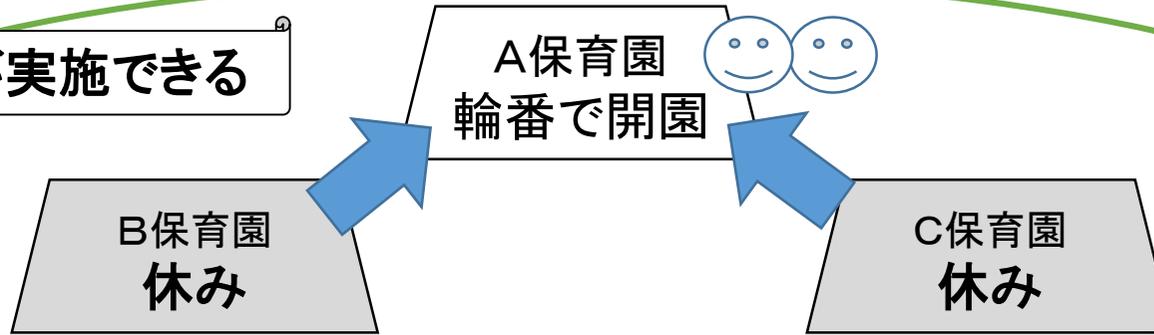
入所保留通知書の取得を目的とした入所申込みの件数等

	29年度 途中入所分	30年度 一斉入所分	合計
① 保護者が、育休等を延長するために保育所入所保留通知書を入手する目的で申込みをしている旨、明らかにしている件数	614	163	777
② 利用保留児童数	(データなし)	2,503	
③ ①が利用保留児童数(②)に占める割合 ①÷②(%)		6.5%	
(参考) ④ 利用保留児童数(②)のうち、保護者が育児休業中の人数	(データなし)	453	
(参考) ⑤ ①が育児休業中の人数(④)に占める割合 ①÷④(%)		36.0%	

# 共同保育の適用拡大について(保育士等の処遇向上)

## 土曜日の場合

共同保育が実施できる



○保育ニーズの少ない土曜日でも、本来は、各施設最低2名×3施設＝6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで、最低2名で可能に。

○保育士の負担軽減・離職防止に一定の効果がある。

## お盆・年末年始等の場合

共同保育が実施できないため、各施設で保育に必要な人員を配置



○土曜日と同じく保育ニーズの少ないお盆・年末年始(12月29日～1月3日以外の、12月28日や1月4日等)等は、共同保育を認められていないので、最低6名の職員の確保が必要。

○お盆に保育士等が休めない等、保育士の負担増。

**土曜日と同じく保育ニーズの少ないお盆・年末年始等でも、土曜日と同等の共同保育の取り扱いを認めて欲しい。**

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」(平成28年3月28日 厚生労働省)

### 7. 土曜日共同保育の実施可能であることの明確化

- 土曜日の保育の利用が少ない場合について、保育士の勤務環境改善等に資するため、近隣の保育園等が連携し、1か所の保育園等で共同保育することが、公定価格の減額なく可能であることを明確化する。